

実験動物逸走防止及び逸走時の対応マニュアル

〔2018(平成30)年3月23日制定〕

1. 遵守事項

実験動物逸走防止の観点から、以下の項目を順守する。

- (1) 動物の取扱技術の習熟に努め、飼育及び実験時等における逸走防止措置（ネズミ返し）を怠らないようにする。
- (2) 飼育ケージには、系統名、性別、匹数等を記したラベルを貼り、日々の管理を徹底する（実験動物飼養保管マニュアル参照）。
- (3) ケージ交換時には、フタや床敷に動物が残っていないか確認し、匹数がラベルと合致しているか確認する。
- (4) ケージに異常が見られる場合は、直ちにケージを交換する。
- (5) ラックにケージを戻す場合は、所定の位置に戻し、落下防止に努めるとともに、フタが確実に閉まっている事を確認する。
- (6) 飼育室及び実験室（以下「飼養保管施設等」という。）については、扉とネズミ返しを同時に開放しない。

2. 逸走時の対応

動物が逸走した場合は以下の手順に従って速やかに対応する。

- (1) 現場を離れない。
- (2) ケージ外へ逸走した場合、すみやかに捕獲し別のケージに収容する。
- (3) 逸走動物がいたケージのラベルを確認し、他に逃亡した個体がないか確認する。
- (4) 飼養保管施設等の室内あるいは建物内で逸走した動物の捕獲が困難な場合は、一旦扉を閉めて退出し、他の職員に応援を要請する。
- (5) 飼養保管施設等の外へ逸走した場合には、速やかに管理者（保健福祉学部長）に連絡する。逸走時の状況や逸走経路等を報告し、適切な指示を受けて捕獲に努める。
- (6) 飼養保管施設等の外への逸走事故については、学長に報告書を提出するとともに、再発防止に向けた改善点を協議する。

3. 緊急連絡

動物の逸走事故に際しては、捕獲の如何に関わらず、実験動物管理者及び関係者が状況を把握し、管理者（保健福祉学部長）に以下の必要事項（1）～（8）を連絡し、適切な対応をとるとともに、再発防止に向けた対策を協議する。

- （1）逸走を確認した日時
- （2）飼育室または実験室の名称
- （3）動物種・系統名・匹数・性別・毛色
- （4）対応する逸走防止処置
- （5）動物実験責任者・動物実験実施者（所属・氏名）
- （6）動物実験承認番号
- （7）逸走事故の状況
- （8）対応の経過

以上